

令和3年度決算における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、峡北地域広域水道企業団の令和3年度決算における資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付けて議会定例会に報告しましたので、その内容について次のとおり公表します。

会計の名称	資金不足比率	法が定める経営健全化基準
水道用水供給事業会計	—	20%

上表のとおり、令和3年度決算において資金の不足額はありません。
表中資金不足比率の欄の「—」表示は不足額が生じていないことを示します。

資金不足比率の算定式（法適用企業）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$